

極秘・秘・取扱注意・平	
極秘作成部数	部の内 号
秘密指定権者決裁	
秘密指定期間	平成 年 月 日迄、公表迄決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指定事由 (情報公開法第6条該当号数)	1 個人情報 2 法人情報 3 外交情報 4 公安秩序 5 内部検討 6 事務文庫

# 決 裁 書

大 臣 副 大 臣 副 大 臣 大臣政務官 ② 大臣政務官 大臣政務官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	秘書官 ○	主管 総務課長 首長 情報公開室長 吉原 敬 7 小川 正	保 存 期 間 (30年) (10年) (5年) (3年) (1年) (1年未満) 平成 年 月 日迄 注：満了期日は、保存期間に応じ、決裁完結日から起算のこと。 完結 平成 年 月 日 起案 平成22年 7 月 5 日 起案者 電話番号 鴨下 3650
---	----------	--	---

● 秘書官が御了承とする場合には了承日付を決裁時に記入すること。

協議先

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件名  
行政透明化検討チームに付けた質問に  
際12の西村政務官用 根拠回答  
発言準備

9日、行政透明化検討チームによる情報公開法改正に関するヒアリングについて、西村政務官ご発言要領を別添1、想定問答を別添2のとおりと致したい。

(了)

行政透明化検討チームにおける  
西村政務官ご発言要領

●当省としては、以下4点について、大臣案のとおり改正することには留保がある。

- (1) 不開示事由（国の安全に関する情報（情報公開法第5条3号））の改正
- (2) 裁判所におけるインカメラ審査の導入
- (3) 開示請求に係る手数料の廃止
- (4) 開示決定等の期限の短縮

●特に、国の安全に関する情報（情報公開法第5条3号の不開示事由）については強く反対。当該規定の改正自体に反対するものではないが、下記の理由により、法文上に行政機関の長の裁量規定を残しつつ、要件を厳格化する方向の改定とすべき。

- (1) 国民の知る権利と外交・安全保障分野等の一部の情報の秘密保全との間には一定の緊張関係が存在するため、秘密保全の要請を優先して知る権利が制約される場合に、国民を救済するのは裁判所ではなく、政治的責任をとることができる行政機関の長であると考えられる。したがって、裁判所は行政機関の長の判断の合理性につき判断するという形を法文上明らかにしておく

ことが適當。

(2) 当該情報の開示不開示の判断には、対象文書のみならず、他の秘の情報も含めた関連の大量の情報を提供し、文書が作成された文脈を正しく理解する必要あり、相当の時間・労力が必要。その判断を裁判所が初審的に行う形とする法改正を行っても、裁判のプロセスが長くなり、結果として開示請求者の権利をより強く守る改正にはならないと考えられる。

(3) また、この場合、裁判官・裁判所関係者の守秘義務を確保しなければ、当省の情報収集業務に支障を生じる可能性あり。

●他の3点については、既に外務省コメントとして提出されているとおりであり、限られた時間でもあるので、発言はとりあえず控えるが、この後の質疑の中で現場の視点から議論をする用意はある。

(了)

行政透明化検討チームによるヒアリング  
西村政務官用想定問答

(問1) 裁判所におけるインカメラ審査について、外務省の見解如何。

- 特別管理秘密を扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務を確保することが必須。さもなければ、結果的に今後の当省の情報収集業務に支障を生じるリスクが大きいと考えている。

【参考】特別管理秘密については、別紙のとおり。

(更問) 情報収集業務のリスクとは何か。

(答) 情報提供者が当省に情報を提供した場合、情報公開訴訟となれば守秘義務が確保されていない裁判所に情報の扱いが委ねられることを知れば、情報の漏えいの可能性に鑑みて、今後、外務省に情報を提供しなくなるおそれがある。

(問2)

開示請求に係る手数料(行政機関情報公開法第16条)の廃止や開示の実施に係る手数料を引き下げについて、外務省の見解如何。

- 当省としては、手数料を廃止すれば、濫用的開示請求が

増加する可能性は高く、悪意の開示請求や権利濫用を防ぐ具体的な制度が確保されなければ手数料を廃止すべきではない。

(問3) 開示決定等の短縮について、外務省の見解如何。

- もともと当省の開示決定は、30日以内に開示決定が行える案件は多くはない(注)。仮に作業を加速化するため情報公開担当の人員を拡充したとしても、決裁権者は一人ですべての案件を見なければならないという事態は変わらず、14日以内にすべての情報公開請求案件を処理することは極めて困難と言わざるを得ない。
- その結果、期限までに決定されなければ不開示とするとの「みなし規定」を適用する案件が増加し、審査会や裁判所に業務が転嫁され、開示決定までの期限は短縮されなくなるおそれがあると考えている。

(注) 平成21年度、30日以内で開示決定を行った案件は、請求全体の約3分の1程度。